

「京都府立体育館」公民チャレンジ提案募集要項

京 都 府

目 次

1 . 提案を募集する施設の概要等	1
2 . 基本的な運営方針	2
3 . 管理の基本的事項	2
(1) 休館日等	2
(2) 関係法令等の遵守	2
(3) 業務の範囲	2
(4) その他の業務等	5
(5) 個人情報の取扱い	5
(6) 管理運営収入	5
(7) リスク管理、責任分担	8
(8) 指定管理者となる場合の指定期間	10
(9) 「公共施設案内予約システム」の利用について	10
4 . 応募者の資格等	10
(1) 応募者の資格	10
(2) グループ応募	10
5 . 応募書類	11
6 . 応募の方法及び選定方法等	13
(1) 問い合わせ先	13
(2) 応募スケジュール	13
(3) 選定基準及び審査内容	14
7 . 指定管理者の候補者選定後の手続等	16
(1) 指定候補者との協議	16
(2) 指定管理者の指定	16
(3) 協定の締結	16
(4) 業務の開始	16
(5) 事業の引継ぎに関する事項	16
8 . 留意事項	16

「京都府立体育館」公民チャレンジ提案募集要項

京都府立体育館（以下「体育館」という。）の管理業務について、「京都府公民チャレンジ提案制度実施要項」に基づき、以下のとおり提案を募集します。

この制度は、提案いただいた内容と府が直接管理する場合を比較し、民間からの提案が優秀と認められた場合には、指定管理者制度を活用することとし、府の提案内容が優秀と認められた場合には、引き続き直営管理を行おうとするものですので、府民サービス向上の視点から積極的な提案を求めます。

1. 提案を募集する施設の概要等

(1) 名称

京都府立体育館

(2) 所在地

京都市北区大將軍鷹司町

(案内図等は、京都府立体育館HP (<http://www.kyoto-furitutaiikukan.jp/>) を参照してください。)

(3) 施設の目的・性格・沿革

京都府民のスポーツの振興を図り、併せて行事、催物その他の用に供することを目的として整備された京都府立体育館条例（昭和46年京都府条例21号。以下「条例」という。）に基づく体育館です。

昭和42年	9月	府スポーツ振興審議会で体育館建設の建議
昭和46年	10月	府立体育館竣工
昭和62年		第1・2競技場床改修
平成5年		第1競技場照明器具改修等
平成7年		身体障害者対応エレベーター設置、冷暖房設備改修
平成8年		第1競技場屋根改修・音響設備改修
平成15年		第1競技場床改修
平成17年		トイレ改修、給水・給湯・消火栓管改修、照明器具改修
平成18年		耐震改修、アスベスト対策改修

(4) 施設の規模 「敷地図・平面図」 資料1

敷地面積	12,589.59㎡
建築延床面積	14,035.61㎡
構造	鉄骨、鉄筋コンクリート造り、地上3階（一部地下1階）

(5) 施設概要

資料2

第1競技場	2,242 m ²
第2競技場	864 m ²
会議室(4室)	256 m ²
トレーニングルーム	540 m ²
駐車場	80台収容

(6) 施設の利用状況

「体育館の利用状況」資料3を参照してください。

2. 基本的な運営方針

生涯スポーツ社会の実現を目指して、スポーツの振興を図るとともに、催物等文化活動の場ともなるような体育館の運営を行います。

目的の達成に向けて、府が直営管理を継続する場合には、貸館とスポーツ振興事業の一体的な管理運営を行います。

民間に管理を委ねる場合には、指定管理者制度を活用しますので、以下の事項に従い提案をしてください。

3. 管理の基本的事項

(1) 休館日等

休館日 (・毎週水曜日
・12月28日から翌年1月4日まで)

開館時間 午前9時から午後9時まで

休館日・開館時間については、変更することも可能となる場合がありますので、府民サービスの向上等に配慮していただき、新たな視点から柔軟に検討・提案してください。(ただし、施設・設備の修繕を行う必要がある場合、休館日を利用していますので留意してください。)

(2) 関係法令等の遵守

関係法令、条例及び規則等を遵守し、体育館の設置目的に沿った適正な管理運営を行ってください。

(3) 業務の範囲

善良なる管理者の注意をもって、体育館を常に良好な状態に管理しなければなりません。

業務範囲の概略は、下記のとおりとなっており、その詳細は別添「京都府立体育館公民チャレンジ提案業務基準書」(以下「基準書」という。)のとおりです。

体育館の維持管理に関する業務

府民が快適に利用できるよう、施設・設備等の維持や各種点検等を行う業務です。

ア 維持・管理に関する業務

施設設備の保守、出入口、駐車場等の保安管理、機械警備、清掃管理等の業務を行っていただきます。

イ 修繕に関する業務

一件当たり100万円以下の修繕は管理者が実施し、100万円を超える修繕については、管理者から京都府への申出に基づいて必要性を判断することとします。

なお、一件100万円を超える修繕の実施の要否については、京都府が判断します。

施設の改修・修繕実績については、[資料4](#)を参照してください。

ウ 施設、設備の利用の制限に関する業務

体育館については、災害の発生等により、防災施設として活用するなど、やむを得ない事由により施設の全部又は一部の利用を制限する場合があります、その際には、適切な対応をとっていただくこととなります。

なお、体育館については、京都市地域防災計画の救援物資備蓄施設に指定されています。

エ 施設、設備の使用承認に関する業務

体育館の使用申込みに対し、条例・京都府立体育館条例施行規則（昭和46年京都府規則第30号。以下「規則」という。）に基づき使用承認等を行う業務です。

この業務は、施設・設備の利用指導、案内業務、苦情対応等の業務を含みます。料金の減免・還付については、規則で定めた業務を行ってください。

オ 施設、設備の使用調整に関する業務

競技場の使用申込みについては、次のとおり事前に使用調整を行っていただきます。

なお、調整を進めるに当たってのスケジュール等は、業務基準書を参照してください。

ア) 年間使用調整

競技場を全面使用する場合、使用希望日の前年度に使用希望者の方々からあらかじめ仮使用申請書を提出していただき、事前に大会等の使用希望日の使用調整を行います。

したがって、当該年度において使用希望者が重複した場合の使用調整を行ってください。なお、使用申請の状況を京都府に報告するとともに、調整結果については、使用の仮決定前に京都府の承認を得てください。

イ) 部分使用調整

年間使用調整以外の部分使用については、使用月の前月のはじめに使用希望者の方々による抽選を行ってください。

なお、年間使用調整や抽選に際して、利用者が不快感や不満を持たれないよう十分留意してください。

体育館の設置目的を達成するために必要な業務

ア スポーツの振興に資する事業の実施に関する業務

京都府では、現在、スポーツ振興事業として、「スポーツ教室」、「スポーツを楽しむ日」等を行っています。体育館は、府民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、スポーツの振興等を図ることを目的に設置されたものであり、この目的に沿った、スポーツ振興等の事業の実施により、より多くの府民に体育館を活用いただき、施設が一層活性化することを期待しています。応募団体は、積極的に提案してください。

・この業務は、現在、体育館において京都府が直接実施している業務です。業務内容については、[資料5](#) 「スポーツ振興事業の概要について」を、収支状況については、[資料7](#) 「収支内訳（過去5年間）」を参照してください。

スポーツ振興事業に係る事業は、様式 2-3-1 を提出してください。

イ その他自主事業の実施に関する業務

上記以外でも、体育館の設置目的に沿った独自の企画事業の提案がありましたら積極的にご提案ください。

その他の自主事業等は、様式 2-3-2 を提出してください。

ウ スポーツクラブ登録制度に関する業務

府民の自発的なスポーツ活動を促進し、京都府のスポーツ振興に資することを目的としてスポーツクラブ登録制度を設けていますので、引き続き制度を維持し、スポーツ振興の活性化を図ってください。なお、制度の要項は、基準書で示します。

エ 京都府体育施設協会に関する業務

府内における体育施設の運営について協議し、体育の振興に寄与するために設置された協会です。指定管理者となった場合には、当協会の会員となってください。また、会長として選任された場合は、事務局としての役割を担い、協会の規約に定める各種事業及び業務を行ってください。なお、協会の規約は、基準書で示します。

業務の再委託

この業務を一括して第三者に委託することはできません。

なお、個別業務（清掃、施設の保守管理等）については、知事の承認を得て第三者に委託することができます。

再委託を予定している場合は、再委託予定調書（様式 8）を提出してください。

施設管理に関する外部委託業務の内容・実績については、[資料6](#)を参照してください。

権限がない事項

次の事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定により知事のみが行えるものであり、事案が生じた場合は、京都府の指示を受けることになります。

- ア 不服申立てに対する決定（地方自治法第244条の4）
- イ 行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第4項）

（4）その他の業務等

保険の加入

指定管理者となった場合、指定管理者及び京都府の損害賠償責任を保障する体育施設保険及びスポーツ障害保険に加入してください。現在の加入状況は、基準書で示します。

なお、火災保険は、京都府で加入します。

事業実績報告書等の提出

毎事業年度終了後、事業実績報告書（詳細は、別途締結する協定で明記します。）を作成し、翌年度の4月末までに京都府に提出していただきます。

また、毎月の利用状況等の実績について、翌月の15日（同日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、次の平日）までに提出していただきます。

帳簿等の備え付け

基準書に記載した帳簿等を作成の上、備え置くとともに、京都府から要求があったときは閲覧・説明等に応じていただきます。

資料等の提出要求等への対応

京都府が必要と認め、資料等の提出を求めた場合及び現地調査を行う場合は、誠実に対応していただきます。

広報活動

体育館の利用促進を図るため、インターネット等を活用して積極的な広報を行ってください。

（5）個人情報の取扱い

管理運営を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）等に基づき適正に管理してください。

（6）管理運営収入

指定管理者となった場合は、京都府が支払う指定管理料等により、管理運営を行うこととなります。

施設の使用料金

体育館の管理運営に当たって、地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制を採用した場合、施設等の利用者が支払う利用料金については、指定管理者自らの収入となります。(現在、指定管理者制度を導入している施設については、すべて利用料金制を採用しています。)

また、利用料金制を導入した場合、その額は、条例及び規則に定める額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めることとなります。

したがって、料金の設定については、利用率やサービスの向上に配慮していただき、新たな視点から柔軟な提案を行ってください。

現行使用料については、条例、規則を参照してください。

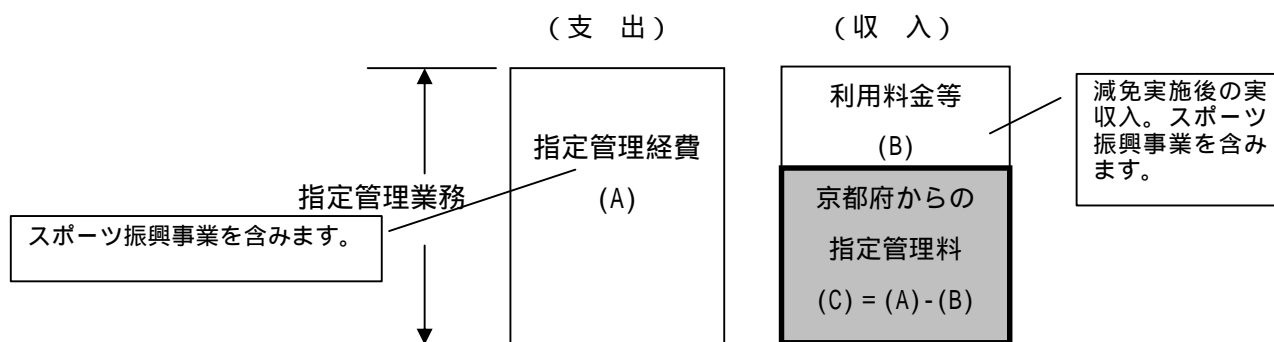
過去5箇年の収支内訳については、**資料7**を参照してください。

指定管理料

指定管理料は、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費として、京都府が指定管理者に対して支払うもので、その額は、(3)に掲げる指定管理業務に必要な経費(指定管理経費)から利用料金収入見込額を差し引いた額とします。(利用料金制度を導入した場合)

なお、指定管理料の額は、応募時に提出された収支計画書において提示のあった金額を踏まえ、年度ごとに予算の範囲内で指定管理者と協議の上、別途締結する協定において定めます。

【指定管理料(C) = 指定管理経費(A) - 利用料金収入見込額(B)】



利用料金制を導入しなかった場合には、使用料を含めた額が京都府から指定管理料として支払われます。

(留意事項)

- 収支計画立案の参考として管理運営経費の実績額を提示します。

なお、公民比較を行うに当たっては、指定管理者への移行に伴い、必要となる運営状況等についてのモニタリング経費として、民間からの提案に1,998千円を加算します。

(単位:千円)

区 分		平成 16 年度 決算	平成 17 年度 決算	平成 18 年度 決算	平成 19 年度 予算
管理 運営費 (A)	物件費	62,354	61,305	61,726	62,551
	人件費	169,703	156,180	159,854	154,146
	計	232,057	217,485	221,580	216,697
財源 内訳	使用料収入(B)	52,395	54,637	49,513	49,291
	府一般財源(C)	179,662	162,848	172,067	167,406
	計	232,057	217,485	221,580	216,697

(注) 1 (A)が指定管理経費、(B)が利用料金、(C)が京都府からの指定管理料に対応しています。
2 上記に加え、間接部門の人件費等として、平成 19 年度 23,165 千円の経費を要しています。公民比較を行うに当たっては、同様の考え方で算定した間接経費を公からの提案に加算します。

- ・物件費、使用料収入等の詳細については、**資料7**で確認してください。
- ・修繕費については、修繕見込額 3,000 千円を指定管理経費に算入しますので、収支計画書(様式3)の支出項目に計上してください。
- ・スポーツ振興事業等については、経費及び収入ともに指定管理経費に算入して、収支計画書(様式3)に計上するとともに、様式 2-3-1 及び様式 2-3-2 で個別に収支内容を明らかにしてください。

指定管理料の精算

指定管理料の過不足については、修繕費及び備品購入費を除き、原則として精算は行わないものとします。

よって、利用料金収入の増加や経費の節減など指定管理者の努力により生み出された剰余金については、年度末精算による返還は求めませんので、休館日の有効活用、自主事業の実施など、利用促進のための積極的な提案を求めます。

また、利用料金収入の減少等により、経費に不足が生じた場合であっても増額はしませんので、事業計画・予算立案の際は、十分注意してください。

利用料金の減免等の取扱い

使用料は、条例及び規則に定める基準により減免しています。これまで減免していた基準は、指定管理者となった場合でも同様の取扱いをしていただきます。

資料7の収入実績は、減免を行った後となっていますので、こうした減免制度を前提に収入額を見込んでください。

納税義務

法人税、法人事業税、法人住民税、事業所税等の納税義務を負う場合がありますので、必ず事前に所轄の税務署等の関係機関に確認願います。

(7) リスク管理、責任分担

施設の保守管理・安全点検・衛生管理・小規模修繕は、管理者の負担とします。

事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次責任は管理者が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに京都府に報告していただくことが必要となります。

なお、施設に対する包括的な管理責任は京都府の責任とします。

京都府と指定管理者との責任分担は、原則として次の表に掲げる項目について 印のついた者が負うものとし、詳細については、京都府と指定管理者が締結する協定書で定めます。

指定管理者の故意・過失、協定書に定められた管理を怠ったことによる施設・設備・備品等の損傷・汚損等は、金額の多寡にかかわらず指定管理者が修繕を行うこととする。

種類	項目	責任分担		備考	
		指定 管理者	府		
リスク 管理	法令の変更			事業運営に影響のある法令の変更	
	税制	消費税率の変更			
		法人税等の変更			収益事業として納税義務を負うことがある法人税等の変更
		その他新税、税率の変更等	協議事項		事業に影響を及ぼすもの
	金利リスク			指定管理期間中の金利の変動	
	資金調達			指定管理期間中に必要な資金の確保	
	物価リスク			指定管理期間中のインフレ・デフレ	
	市場環境の変化			競合施設増加等の環境変化による利用減少・収入減少	
	不可抗力(天災・事故等)による休館等による収入減、施設等の損害復旧	協議事項		不可抗力による収入減少・損害復旧費用は事案により協議	
	第三者賠償			施設の管理運営において第三者に損害を与えた場合の賠償	
	火災保険の加入			指定管理者制度を導入しても財産権に変化がないため	
利用者に係る賠償責任保険加入			管理に起因した利用者への十分な補償を担保するため、指定管理者に賠償責任保険への加入を求める。		
施設等の 管理運営	施設等の安全確保(保守点検等)			施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。	
	施設等の維持管理(清掃等含む。)			施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。	
	施設等の利用承認等			指定管理者に権限付与した場合(条例改正事項)	
	不服申立てに対する決定 行政財産の目的外使用許可			地方自治法上、京都府の権限	
施設 設備等の 修繕等	施設等の大規模修繕			構造耐久上主要な部分(駆体、基礎軸組等)は、京都府が行う。	
	施設等の維持管理上の小修繕			小修繕(1件100万円以内)は指定管理者の責任において修繕を行っていただきます。ただし、1件100万円を超える修繕については、京都府と協議を行うものとします。 小修繕費の精算 年間の小修繕費見込額は指定管理料として300万円の範囲内とし、実績に応じて精算します。 実績が見込額を下回った場合は、その差額を指定管理料から減額し、上回る場合は京都府と事前に協議をした上で、必要な場合は指定管理料を増額します。(その場合も指定管理者が修繕することとします。)	
	施設等の新設、増改築			設置者である京都府が行う。	
備品 の修繕等	備品の修繕			備品等の修繕は、本来の貸与年数を維持するために定期的に支出される経費のため、指定管理者が負担する。なお、京都府が所有権を有する備品等については、指定管理者は将来にわたって権利を主張しないこと。	
	備品の新規購入、更新			京都府有備品の更新であり京都府が予算の範囲内で購入。(管理者の任意購入は可)	
その他	地域・住民対応、自治体との協調			地域・住民からの苦情対応、地域・自治体との協調	

(8) 指定管理者となる場合の指定期間

指定期間は、平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの 3 年間で予定しています。

指定期間は、府議会での議決が必要な事項となっています。

(9) 「公共施設案内予約システム」の利用について

現在、京都府及び府内全市町村で構成する京都府自治体情報化推進協議会において、インターネットを利用して公共施設の空き情報の提供や予約受付等を行える「公共施設案内予約システム」を開発しており、平成 1 9 年 9 月に試行運用を開始したところです。

抽選後の空き情報の提供、仮予約受付等の業務もシステム化する予定ですので、必ずこの「公共施設案内予約システム」を利用してください。

指定管理者においては、インターネット接続環境及び施設側で利用するパソコン等について、御準備ください。

なお、インターネットをお使いにならない利用者のために、従来からの電話や窓口での予約受付等についても適正に行ってください。

このシステムの詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

(システムに関する問合せ先)

京都府企画環境部行政経営改革推進課業務改革推進室

電話 : 075-414-5961 E-mail : gyouseikeiei@pref.kyoto.lg.jp

4 . 応募者の資格等

(1) 応募者の資格

京都府内に事業所 (事務所等を含む。) を有する法人その他の団体であって、次のすべての要件を満たすこと。

地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定により、京都府から入札の参加資格を取り消されていないこと。

京都府から指名保留又は指名停止の措置を受けていないこと。

京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) 民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) 等による手続を行っている団体でないこと

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) グループ応募 (グループ構成員表 (様式 1 - 2) を提出してください。)

複数の団体がグループを構成して応募する場合は、当該グループの代表となる団体が、京都府内に事業所 (事務所等を含む。) を有する法人その他の団体であること。

なお、グループのすべての構成員が上記（１）の から までの要件を満たすこと。
 応募後の代表団体及び構成員の変更は、原則として認めません。
 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で応募することはできません。

５．応募書類

応募される場合は、以下に記載する書類を準備してください。

なお、府立体育館においても同様の書類を作成し、比較検討を行います。

（１）公民チャレンジ提案制度 業務提案書

（２）事業計画書

計画書（１）	管理業務を行うに当たっての基本方針（様式 2-1） 体育館を管理運営するに当たっての基本方針を記述してください。
計画書（２）	安定した管理運営体制（様式 2-2） 利用者に快適に、また安全に利用していただくため、安全管理等を含め安定した管理運営を行うことができる有資格者の確保を含めた人員配置や業務体制について提案してください。 加えて、体育館周辺地域、各競技団体及び他の体育施設との情報交換及び調整機能についての具体的な方策を提案してください。
計画書（３）	設置目的の効果的達成の方策（様式 2-3） 利用者に対するサービス向上の方策（休館日の開館、利用料金の引下げ等）、競技場・会議室等の稼働率の向上方策等及び体育館の利用促進を図るための具体的な方策を提案してください。 また、利用者のニーズ把握（満足度調査の実施）等の実施について提案してください。 なお、スポーツ振興事業（自主事業含む）の実施、健康体力づくりやスポーツ活動に関する相談アドバイス、館登録スポーツクラブの育成等（様式 2-3-1）、また、その他の自主事業（様式 2-3-2）の実施について提案してください。
計画書（４）	効率的な管理運営の方策（様式 2-4） 効率的な管理運営に向けての基本的な考え方、経費削減に向けた取組及び具体的な方策を提案してください。

（３）収支計画書（様式 3）

（４）運営体制表（様式 4）

(5) 利用料金設定表 (様式 5)

(6) 団体概要書 (様式 6)

様式 6 に加え、下記の書類を添付してください。

京都府内に事業所を有する団体であることが確認できる書類

- ・ 定款又は寄附行為、規約その他これらに類するもの
- ・ 法人登記簿謄本 (登記事項全部証明) 申請日前 3 箇月以内に交付されたもの
- ・ 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し (代表者が外国人である場合に
あつては、外国人登録証明書の写し) 申請日前 3 箇月以内に交付されたもの

応募資格を満たすことが確認できる書類

- ・ 応募資格の要件をすべて満たす旨の宣誓書 (様式 7)
- ・ 京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

団体の経営状況を示す書類

- ・ 決算書 (附属明細含む。直近 3 期分)、又はこれに準じる書類
- ・ 確定申告書 (写) (税務署受付印があるもの。直近 3 期分)
- ・ 平成 1 9 年度の事業計画書及び収支予算書、又はこれに準じる書類

団体役員の名簿及び履歴を記載した書類 (任意作成)

(9) 再委託予定調書 (様式 8)

(10) その他知事が必要と認める書類

(11) 提出部数 1 0 部 (正本 1 部、副本 9 部)

(12) 留意事項

応募 1 団体又は 1 グループにつき、申請は 1 件とします。

グループ応募の場合は、構成員ごとに団体概要書と添付書類を提出してください。

提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は、失格とします。

提出された書類の内容を変更することはできません。

提出された書類は、返却しません。

応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届 (様式 1 1) を提出してください。

6. 応募の方法及び選定方法等

応募手続（スケジュール）及び選定方法等は、次のとおりです。

（1）問い合わせ先

京都府企画環境部行政経営改革推進課（京都府庁1号館5階）

電話：075-414-5742

FAX：075-414-4389

e-mail：t-yamamoto81@pref.kyoto.lg.jp（担当：山本）

京都府企画環境部スポーツ生涯学習室（京都府庁1号館5階）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

電話：075-414-4252

FAX：075-414-4285

e-mail：m-nishiyama64@pref.kyoto.lg.jp（担当：西山）

（2）応募スケジュール

募集要項の配布

配布日時：平成19年10月15日（月）から11月22日（木）までの平日
午前9時から午後5時までとします。

配布場所：府民総合案内・相談センター（京都府庁1号館1階）

企画環境部スポーツ生涯学習室スポーツ振興担当

企画環境部行政経営改革推進課（共に京都府庁1号館5階）

なお、募集要項は、京都府ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.kyoto.jp/keisen/teian.html>

現地説明会

開催日時：平成19年10月22日（月）午前10時から

開催場所：京都府立体育館（京都市北区大將軍鷹司町）第2会議室

申込方法：前日までに参加申込書（様式9）を企画環境部行政経営改革推進課に提出し
てください。郵送、メールも可とします。

なお、当日の出席者は、1提案者当たり3名以内とします。なお、競技場の
使用による駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関を御利用下さい。

応募に関する質問

受付期間：平成19年10月16日（火）から10月25日（木）まで

送付方法：募集に関する質問書（様式10）に記入し、持参、郵送、メールのいずれか
で、企画環境部行政経営改革推進課まで送付してください。（電話、口頭による質問は、
受け付けません。）

・回答日：平成19年11月5日（月）

- ・回答方法：質問者及び現地説明会参加者全員に電子メール又は郵送にて回答します。

応募書類の受付

受付期間：平成19年11月16日（金）から11月22日（木）までの平日
午前9時から午後5時まで

提出先：京都府企画環境部行政経営改革推進課（京都府庁1号館5F）
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

提出方法：上記提出先まで持参してください。（郵送、FAX、電子メールでの提出は、一切認めません。）

第三者委員会による審査

提案内容について、京都府が設置する第三者委員会において審査します。

審査期間：おおむね平成19年11月下旬から12月中旬まで

ヒアリング・実地調査は必要に応じて行うこととし、開催日時・場所及び実施方法など詳細は、別途応募書類提出者に通知します。

京都府の方針の決定 平成19年12月下旬頃

第三者委員会による審査・評価に基づき、優秀提案を選定後、民間に委ねるか、京都府直営を継続するかについて、京都府としての方針を決定します。民間に委ねることになった場合、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を知事が選定します。

なお、方針の決定後、速やかに応募者全員に結果をお知らせします。

（3）選定基準及び審査内容

府立体育館からの提案を含め、優秀提案を選定する際の選定基準、審査内容及び配点は、次ページのとおりです。

府通則条例：京都府の施設の管理等に関する条例（平成17年京都府条例第1号）

選定基準	審査項目	配点	審査書類
法令遵守による適切な管理 (府通則条例第4条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の妥当性(府方針との適合性) 関係法令の遵守、府民の平等な利用の確保 	確保できない場合は失格	<ul style="list-style-type: none"> 計画書(1) その他全般
安定した管理能力 (府通則条例第4条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 人的能力(人員配置・組織体制の妥当性) 物的能力(経営基盤の安定性) 業務遂行力(業務実績、団体の信用性) 安全管理(通常時の安全管理、緊急時の対応力) 地域との連携、競技団体及び他の体育施設等との情報交換、調整機能 	25	<ul style="list-style-type: none"> 計画書(2) 実施体制表 再委託予定調書 団体概要書 添付書類
施設の効果的な管理 (府通則条例第4条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対するサービスの向上 利用促進、利用者増への取組 適切な利用料金設定 	20	<ul style="list-style-type: none"> 計画書(3) 利用料金設定表
スポーツ振興事業の効果的な実施 (府通則条例第4条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の効用を最大限発揮するためのスポーツ振興事業(自主事業含む。)等の提案 健康体力づくりやスポーツ活動に関する相談アドバイス等の提案 館登録スポーツクラブの育成及びこれを活用したスポーツ振興の提案等 	30	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書
施設の効率的な管理 (府通則条例第4条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 経費縮減の効果 <p>当該施設の管理運営に係る府の経費指定期間における指定管理料提案額を比較</p> <p>計算式 【申請者の点数】</p> $= 25 \text{点} \times (\text{応募があった中で、実現が可能と思われる最低価格}) / (\text{申請者の提案価格})$	25	<ul style="list-style-type: none"> 計画書(4) 収支計画書
合 計 点 数		100	

以下では、指定管理者制度に移行することとなった場合の主な手続等を記載しています。

7. 指定管理者の候補者選定後の手続等

(1) 指定候補者との協議 平成19年12月下旬頃～

指定候補者と管理運営の業務の細目について協議を行います。

協議に際しては、必要に応じて候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、指定候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。指定候補者と協議が整わない場合は、第三者委員会において次点となった応募者を指定候補者として協議を行います。

(2) 指定管理者の指定 平成20年3月下旬頃

地方自治法に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を京都府議会に提案し、議決を受けることとなります。

なお、府議会が議決しなかった場合及び否決した場合も、指定候補者が準備に要した費用については、一切補償しませんので御了承ください。

(3) 協定の締結 平成20年3月下旬頃

府議会の議決を経て指定された指定管理者は、指定期間全体の基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに「年度協定」を締結します。

(4) 業務の開始 平成20年4月1日

指定管理者として、体育館の管理運営を始めていただきます。

指定期間(予定):平成20年4月1日～平成23年3月31日(3箇年)

(5) 事業の引継ぎに関する事項

管理実施に当たって、体育館との業務引継ぎを行います。なお、業務引継ぎに要した費用は、すべて指定管理者の負担とします。

8. 留意事項

(1) 指定管理者として協定締結後であっても、指定管理者としての業務を開始する前に、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない場合や協定を解除することがあります。

(2) 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

(3) 選定結果として応募者名、審査結果の概要等の公開をする場合があること、また、提出された応募書類は、情報公開の請求により開示する場合がありますので、御承知の上、応募してください。なお、法人情報や提案のアイデア等で公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、非公開となります。